

倫理綱領

前文

障害者が、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を実現できるように支援することが、私たちの責務です。

そのため、私たちは支援者の一人として、確固たる倫理観をもって、その役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

そのため、ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

1 生命の尊厳

私たちは、障害のある人たちの一人ひとりを、かけがいのない存在として大切にします。

2 個人の尊厳

私たちは、障害のある人たちの各人の個性、主体性、可能性を尊びます。

3 人権の擁護

私たちは、障害のある人たちに対する、いかなる差別、虐待、人権侵害を許さず、人としての権利を擁護します。

4 社会への参加

私たちは、障害のある人たちが、年齢、障害の状態等にかかわらず、社会を構成する一員として生活が送れるよう支援します。

5 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、障害のある人たちのひとり一人が豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援し続けます。